



面会交流援助の案内



FPIC ルール 2018

— 健やかな子どもの成長を願って —

子どもにとって、お父さんお母さんとは？

父母は子どもを守り、愛してくれる、世界中に一人しかいない大切な存在です。一生懸命に生活をして困難を乗り越えている姿は子どもの生き方のモデルです。離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望になります。

面会交流とは？

子どもは心の底から父母両方に愛されたいと思っています。面会交流は、離婚後も子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です。親の都合や感情を優先せず、離れて暮らす親に子どもが安心して会えるよう、父母は協力して親の責務を果たしましょう。

FPIC の面会交流援助は？

父母が自分たちの力で面会交流が実施できないとき、子どもの立場に立って親子の縁をつなぎとめ、応急手当として行う子ども支援事業です。父母の希望どおりに援助を行うわけではありません。面会交流の前に、父母には個別に事前相談を行って、援助できるかどうか協議させていただきます。

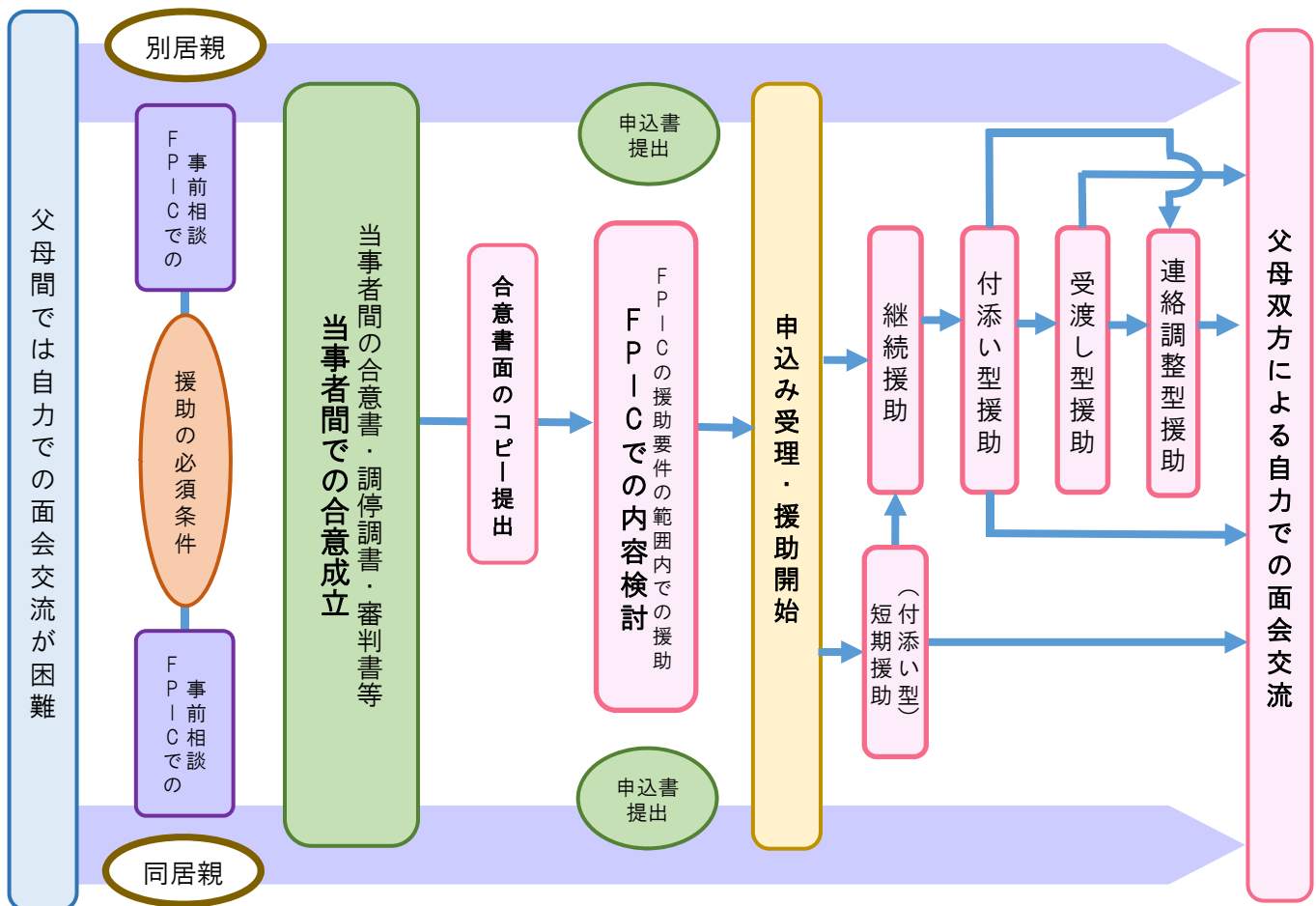
事前相談（申込み・問合せ先）

電話・FAX 082-246-7520

受付時間 月曜日～金曜日 午後1時30分～4時30分
公益社団法人 家庭問題情報センター（FPIC） 広島ファミリー相談室
〒730-0051 広島市中区大手町1丁目5番3号 県民文化センター6階
Email: fpichiroshima@ybb.ne.jp <https://www.fpichiroshima.com/>

FPICの面会交流援助手続の流れ

広島ファミリー相談室



FPICの面会交流援助を利用したい父母への指針

面会交流ルール（調停条項等）を決めるときには、相手方、家庭裁判所、弁護士等と協議して次のことを明文化してください。

1 面会交流の頻度、回数

付き添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。

2 第三者機関の援助の有無及び付添の有無

事前相談なしに第三者機関の援助を条項に盛り込んだ場合には、援助できるとは限りません。付添い型援助の場合には必ず条項に明記してください。

3 援助担当者の指導・助言の受入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

4 費用負担割合

父母で話し合って決めてください。面会交流は離婚後の父母の協働養育活動ですから、事情が許せば費用は応分に分担し合うのが望ましいと考えています。

援助の種類・内容と費用

<p>相談 面会交流の 事前面談</p>	<p>父母や子どもが安心して面会交流ができるように、援助の内容を説明します。電話予約の上、FPIC 広島ファミリー相談室にお越し下さい。代理人も同席できます。</p> <p>相談料：60分以内 3,000 円、 60分超過 5,000 円</p>
<p>面会交流援助 の申込み</p>	<p>父母それぞれに所定の申込書兼合意書を出していただき、FPIC 広島ファミリー相談室との三者の合意ができた時、契約成立です。</p> <p>申込金：1ケース 5,000 円（返金はいたしません）</p>
<p>付添い型援助 受渡し・連絡調整を 含む</p>	<p>別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に援助者が付添い、子どもの気持ちに寄り添います。日時・場所・面会方法の打合わせや調整、子どもの受渡しも行います。</p> <p>1ケース 1回 10,000 円～20,000 円 (具体的な金額は、場所、時間、子どもの人数などにより設定します。援助者の入園・入館料、交通費等の実費は、上記費用に加算します)</p>
<p>受渡し型援助 連絡調整を含む</p>	<p>面会交流の際、別居親に子どもを託すことには問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流場面には付添いませんが、日時・場所・面会方法の打ち合せや調整を行います。</p> <p>1ケース 1回 5,000 円～10,000 円</p>
<p>連絡調整型援助</p>	<p>父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時・場所などの調整をします。</p> <p>1ケース 1回 3,000 円～5,000 円</p>
<p>短期援助</p>	<p>原則 1 回、事情により 2 回まで。試行的、あるいは自力での面会交流の予行演習的な場面で実施する援助です。付添い型で行います。</p> <p>1ケース 1回 10,000 円～20,000 円</p>
<p>援助期間・ 更新料</p>	<p>継続的援助の期間は 1 年です。父母双方が希望すれば一年単位で更新できます。</p> <p>更新料：3,000 円</p>

面会交流実施日

土、日、祝日を含む全日対応可能です。

(但し、連絡調整型を除き、年末年始はお休みさせていただきます)

面会交流を円滑に実施するためのルール

面会交流を子どもが楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は子どもに別居親と会うことを伝え、面会の中身は子どもに任せましょう。別居親は子どもに生活の様子を根ほり葉ほり聞いたりせず、笑顔で子どもの気持ちを受け止めましょう。両親とも、昔のことと相手の悪口は言わないことにしましょう

1 子ども中心の面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。その中から別居親と援助者が調整して決めます。
約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行してください。月1回実施の場合は、一旦決めた日程の変更や振り替えは行いません。約束した時間は厳守してください。

2 同居親の参加

面会するのは別居親です。援助者が要請又は許可しない限り、同居親は面会交流の場面には同席しません。
同居親の待機場所は援助者の指示に従ってください。

3 プレゼント

誕生日やクリスマスのプレゼントは援助者を通して事前に相談してください。
面会交流は親子で楽しむ時間です。普段のプレゼントは控えてください。

4 カメラや携帯電話の使用について

子どもが嫌がらなければ、数枚の写真の撮影は差支えありませんが、録音や動画撮影はしてはいけません。
撮った写真を公表したり、裁判等に利用したりしてはいけません。
面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。

5 禁酒・禁煙

飲酒や薬物を使用する面会は厳禁です。面会中は禁煙です。

6 援助の中止

次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。

- ①人や物に対する暴力・暴言・威圧
- ②連去りまたは連去り企画
- ③子どもと同居親の自宅や学校・保育園等の近辺に立ち現れること等。

親の紛争の渦中であつた子どもとの面会交流は、初めからうまくいくとは限りません。面会中だけでなく面会の前、面会の後の父母の接し方が先々のよい関係につながります。辛抱強く、続けていきましょう